

令和3年8月13日

門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画の進捗状況及び

浜町保育園の廃園時期の変更について

1. 本計画の説明及び保護者の最終的な意向確認について

本計画の策定後、令和2年8月から令和2年9月までに複数回、在園児の保護者に対し、本計画の説明会を実施し、在園児の保育環境を確保するための方策として、「近隣の私立保育所・認定こども園等への転園（以下「転園案」という。）」及び「公共施設を一部改修し活用する施設での保育（以下「公共施設改修案」という。）」の2つの方策があることを説明したうえで、令和2年9月下旬に0歳児～3歳児クラスの保護者を対象に最終的な意向確認を行った結果、すべての保護者が転園案を希望されました。

【最終的な意向確認の結果】

在園児	回答数	公共施設改修案	転園案
36名	36名	0名	36名

転園希望時期	できるだけ早く	令和3年4月	令和4年4月	時期未定
在園児	2名	21名	12名	1名

2. 令和2年度の転園状況等について

意向確認において転園希望時期を「できるだけ早く」、「令和3年4月」と回答した計23名について、全員が令和3年4月に希望する近隣の私立保育所等へ転園しました。

また、転園する際に生じる入園料、制服代などの経済的負担を軽減するために、転園準備給付金を支給しました。

支給対象者数	支給者数	支給額
23名	23名	375,301円

3. 令和3年度の転園状況等について

令和3年4月以降の在園児計13名についても、最終的な意向確認において、転園希望時期を「令和4年4月」、「時期未定」として近隣の私立保育所等への転園を希望しているため、令和3年11月より転園の申し込みを受け付けます。

転園準備給付金については、令和2年度と同様に支給する予定となっています。

4. 浜町保育園の廃園時期について

門真市立保育所条例の一部を改正する条例(令和2年門真市条例第42号)により、浜町保育園を令和7年4月1日で廃園とする改正を行いましたが、その後、在園児の保護者を対象に最終的な意向確認を行った結果、すべての在園児が近隣の私立保育所等への転園を希望し、公共施設改修案を実施する必要がなくなったことから、浜町保育園を廃園する日を令和4年4月1日とします。